

## 食事提供サービス継続補助金（障害福祉等サービス）交付要綱

### （通則）

第1条 食事提供サービス継続補助金（以下「補助金」という。）は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県健康福祉部障害福祉課関係補助金等交付要綱に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （目的）

第2条 公定価格により運営されており、食材料費の上昇による影響を価格転嫁できないこと等により厳しい運営状況にある障害福祉等サービス事業所・施設を支援することで、食事提供サービスを円滑に継続することを目的とする。

### （補助対象者）

第3条 障害福祉等サービス事業所・施設

### （補助対象施設）

第4条 申請日時時点で運営を継続している別表に掲げる施設とする。

### （補助基準額）

第5条 サービス種別ごとの基準額は、別表に定める額とし、基準日を令和7年4月1日とする。

### （申請手続）

第6条 財務規則第247条の規定によりこの補助金の交付を申請する者は、様式第1号による申請書及び実績報告書を令和8年6月30日まで知事に提出するものとする。

### （変更手続）

第7条 事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更（補助事業の20%以内の軽微な変更を除く。）して追加交付等の申請を行う場合には、別紙様式第2号による申請書に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

### （交付の決定及び通知）

第8条 知事は、この補助金について、事業者から第6条による申請手続又は第7条による変更手続があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、交付すべき額の交付決定を行い、財務規則第250条の規定により交付決定の通知をするものとする。

(不支給決定通知書)

第9条 知事は、前条の申請を審査し、補助金を支給することが不相当と認めるときは、補助金の不支給を決定し、食事提供サービス継続補助金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 知事は、補助事業の実施に関して、補助対象者に対し、報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 財務規則第255条の規定により実績報告をする補助対象者は、令和8年6月30日までに、様式第1号による報告書を知事に提出するものとする。

(不当利益の返還)

第12条 知事は、支援金の支給を受けた後に申請に係る対象施設が支給要件に該当しないことが明らかとなった者又は申請内容を偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けた者に対して、すでに支給した支援金の返還を求めるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月19日から施行する。

別表 食材料費助成に関する補助対象及び補助基準額

| 区分  | サービス種別   | 基準額                           |
|---|--|-------------------------------|
| 入所系①  | 共同生活援助（日中サービス支援型）、福祉型障害児入所施設   | 定員1名当たり10,200円に基準日時点の定員数を乗じた額 |
| 入所系②  | 施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、短期入所(空床型を除く)              | 定員1名当たり6,800円に基準日時点の定員数を乗じた額  |
| 通所系   | 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、就労選択支援 | 定員1名当たり3,400円に基準日時点の定員数を乗じた額  |
| <p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者に食事提供している施設に限る（おやつや飲み物のみの提供は除く。）。</li> <li>2 空床利用型の短期入所事業所は対象外とする。</li> <li>3 複数のサービス種別を運営している事業所等は、サービス種別ごとの基準額を合算できることとする。</li> <li>4 自治体の直営施設は対象外とする。なお、自治体による指定管理施設については対象とする。</li> <li>5 新規開始により、令和7年度における運営期間が11か月以下となる場合は、表の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める）を乗じて12で除した額を基準額とする。なお、感染症患者等の発生により、事業所等を臨時休業した場合等については、休止には含まないこととする。また、基準額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることとする。</li> </ol> |  |                               |